

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次	
規 則	ページ
◎高知県用品等調達特別会計規則	1
◎薬事法施行細則及び薬剤師法施行細則の一部を改正する規則	4
告 示	
○国土調査の成果の認証 (用地対策課)	5
公 告	
○森林病虫害等防除法による命令の内容となる事項 (伐倒及び薬剤による防除) (林業改革課)	5
○森林病虫害等防除法による命令の内容となる事項 (薬剤による防除) ( " )	6
落札公告	
○落札者等の公告 (公営企業局 県立病院課)	6

-----  
規 則  
-----

高知県用品等調達特別会計規則をここに公布する。  
平成23年3月15日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第6号**  
**高知県用品等調達特別会計規則**  
高知県用品等調達特別会計規則（昭和32年高知県規則第22号）の全部を改正する。  
（趣旨）  
**第1条** この規則は、高知県用品等調達特別会計（以下「特別会計」という。）において取り扱う物品等の調達（印刷製本を含む。以下同じ。）その他特別会計の運営に関し必要な事項を定めるものとする。  
（特別会計で調達をする物品等）  
**第2条** 特別会計で調達をする物品等（以下「用品等」という。）は、次に掲げる物以外の物とする。ただし、第12号に掲げる物品で知事が特に必要があると認めるものは、特別会計で調達をするものとする。  
（1）新聞、官報、図書その他の刊行物（磁気ディスク等の電磁的記録媒体を含む。）

（2）1件の予算額が2万円以下の消耗品又は30万円以下の印刷物（写真の現像、プリント等を含み、次号に掲げるものを除く。）で、課（高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号。以下「会計規則」という。）第2条第1号に規定する課をいう。以下同じ。）の長が特別会計での調達を要しないと認めるもの。ただし、会計管理局総務事務センターで単価契約をしたもの及び保管用品等を除く。  
（3）試験問題に関する印刷物  
（4）動物  
（5）種苗  
（6）食品  
（7）美術工芸品  
（8）航空機又は船舶で使用する燃料、油脂等  
（9）現地調達品  
（10）扶助費による現物支給の物品  
（11）警察の用に供する物品  
（12）出先機関（会計規則第2条第2号に規定する出先機関をいう。）において調達をすべき物品  
（13）災害等の発生に伴い緊急に必要となる物品  
（14）物品管理システム（電子計算機を用いて物品の購入要求、登録、管理、処分等を行うためのプログラムをいう。次条において同じ。）による競争見積りを複数回実施したにもかかわらず、不調に終わった物品  
（15）自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第5条の自動車損害賠償責任保険又は自動車重量税法（昭和46年法律第89号）第8条の自動車重量税印紙。ただし、自動車を特別会計で調達をする際に必要となる場合を除く。  
（16）前各号に掲げるもののほか、特別会計で調達をすることが困難又は適当でないと思えられる物品  
2 課の長は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により特別会計で調達をすべき物を特別の理由により特別会計以外で調達をしようとするときは、会計管理局総務事務センター課長（以下「センター課長」という。）に合議しなければならない。  
（用品等の交付請求）  
**第3条** 課の長は、用品等の交付を受けようとするときは、物品管理システムにより別記第1号様式による用品等交付請求書を作成し、決裁の上、物品管理システムによりセンター課長に用品等の交付請求をしなければならない。  
（用品等の調達等）  
**第4条** センター課長は、前条の規定による用品等の交付請求があった場合において、その内容を調査し、適正であると認めたときは、当該用品等の調達をしなければならない。  
2 センター課長は、前項の規定により用品等の調達をしたときは、別記第2号様式による用品等所属替え書により当該用品等の所属替えをしなければならない。

（権限の委任）  
**第5条** 用品等の出納命令に関する権限は、センター課長に委任する。  
（振替の手続）  
**第6条** センター課長は、課に交付した用品等の調達原価を振替代価として請求額を毎年度集計の上、会計規則第73条第1項の振替要求書により当該課の長に請求しなければならない。  
2 課の長は、前項の規定によるセンター課長からの振替要求書に基づき、支出負担行為決議書兼支出命令書を作成し、振替事務をしなければならない。  
（印刷物需要額調査及び物品需要額調査の提出）  
**第7条** 課の長は、毎年度6月30日までに、別記第3号様式による印刷物需要額調査及び別記第4号様式による物品需要額調査を作成し、センター課長に提出しなければならない。  
（保管用品等の調達）  
**第8条** センター課長は、前年度の用品等の調達実績及び需要量の変動を勘案して、保管用品等の調達をすることができる。  
（保管用品等の棚卸し）  
**第9条** 会計管理者は、毎年度9月末日及び3月末日において、前条の規定に基づき調達をした保管用品等の棚卸しをしなければならない。  
（委任）  
**第10条** この規則に定めるもののほか、特別会計の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。  
**附 則**  
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第3条関係）

用品等交付請求書

発行No. \_\_\_\_\_  
 請求年月日 年 月 日  
 所属課 \_\_\_\_\_  
 略科目等 \_\_\_\_\_

会計 款 項 目 備考

課長	担当

予算種別  
節 事業

該当予算額（予定価格）

No.	品名	規格	数量	単位

第2号様式（第4条関係）

用品等所属替文書

発行No. \_\_\_\_\_  
 所属替え年月日 年 月 日  
 所属課 \_\_\_\_\_

課長 様

会計管理局総務事務センター課長

会計 款 項 目 備考

予算種別  
節 事業

略科目等

品名	規格	単価	数量	単位	金額
計					



薬事法施行細則及び薬剤師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月15日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第7号

薬事法施行細則及び薬剤師法施行細則の一部を改正する規則

(薬事法施行細則の一部改正)

第1条 薬事法施行細則(昭和36年高知県規則第39号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県薬事法施行細則

第2条第1項中「(薬局製造販売医薬品の製造販売承認に係る書類にあっては、正本及び副本各1通)」を削り、同項第3号中「次に掲げる業務」を「医薬品の販売業」に改め、同号アからエまでを削る。

第4条中「において」を「において読み替えて」に、「申請書」を「申請に係る書類」に改める。

別記第4号様式、別記第7号様式及び別記第8号様式中「薬事法施行細則」を「高知県薬事法施行細則」に改める。

(薬剤師法施行細則の一部改正)

第2条 薬剤師法施行細則(昭和36年高知県規則第40号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県薬剤師法施行細則

第1条中「。次条において「法」という。」及び「。次条において「省令」という。」を削る。

第2条中「法、政令及び省令」を「薬剤師法又は政令」に改め、「それぞれの」を削り、同条ただし書中「法第9条の規定による薬剤師の氏名等の届出に係る書類にあっては」を削り、「経由し、それ以外の書類にあっては直接」を「経由して」に改める。

第3条の見出し中「登録削除の申請」を「登録の削除の申請手続」に改め、同条第1項中「第4条第1項」を「第6条第1項」に、「行うものとする」を「しなければならない」に改め、同条第2項中「第4条第2項」を「第6条第2項」に、「行うものとする」を「しなければならない」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第3条関係)

年 月 日

厚生労働大臣 様

申請者 本籍地都道府県名(国籍)

住 所

ふりがな

氏 名

Ⓜ

年 月 日生

薬剤師名簿登録削除申請書

薬剤師法施行令第6条第1項の規定により、次のとおり薬剤師名簿の登録の削除を申請します。

薬剤師名簿登録年月日	
薬剤師名簿登録番号	
登録の削除の申請理由	

注 薬剤師法第5条第1号又は第2号の規定に該当することを理由として申請する場合は、その該当することに関する医師の診断書を添えてください。

第 2 号様式 (第 3 条関係)

年 月 日

厚生労働大臣 様

届出義務者 住所  
氏名 ㊟

死亡時等薬剤師名簿登録消除申請書

薬剤師法施行令第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり薬剤師名簿の登録の消除を申請  
します。

死亡又は失そうの宣告を受けたことの別	
死亡し、又は失そうの宣告を受けた薬剤師の氏名及び生年月日	
死亡し、又は失そうの宣告を受けた薬剤師の本籍地都道府県名又は国籍及び住所	
死亡し、又は失そうの宣告を受けた年月日	

注 死亡し、又は失踪の宣告を受け日から30日以内に申請してください。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第137号

高知市鏡吉原、室戸市佐喜浜並びに土佐市宇佐町井尻及び竜の各一部地区、香美市土佐山田町有谷地区並びに長岡郡大豊町穴内及び中村大王の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成23年3月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査を行った者の名称
  - (1) 高知市
  - (2) 室戸市
  - (3) 土佐市
  - (4) 香美市
  - (5) 大豊町
- 2 調査を行った地域及び時期
  - (1) 高知市鏡吉原の一部  
平成20年度及び平成21年度
  - (2) 室戸市佐喜浜の一部  
平成20年度及び平成21年度
  - (3) 土佐市宇佐町井尻及び竜の各一部  
平成20年度及び平成21年度
  - (4) 香美市土佐山田町有谷  
平成19年度及び平成20年度
  - (5) 長岡郡大豊町穴内及び中村大王の各一部  
平成20年度及び平成21年度
- 3 成果の名称
  - (1) 高知市地籍図及び地籍簿
  - (2) 室戸市地籍図及び地籍簿
  - (3) 土佐市地籍図及び地籍簿
  - (4) 香美市地籍図及び地籍簿
  - (5) 大豊町地籍図及び地籍簿
- 4 認証年月日  
平成23年3月15日

公 告

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第1号に掲げる命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成23年3月15日

高知県知事 尾崎 正直

## 1 区域及び期間

## (1) 区域

高知市及び宿毛市並びに安芸郡安田町及び幡多郡黒潮町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部林業改革課並びに関係市役所及び町役場に備えて置いて縦覧に供する。）

## (2) 期間

平成23年4月1日から平成24年2月29日まで

## 2 森林病害虫等の種類

松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤による防除又は当該樹木の伐倒及びはく皮並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

## 4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の区域の松林において前年度に松くい虫の被害が発生しており、本年度の気象条件及び松くい虫の被害の発生状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

## 5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、当該林業事務所長は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったことを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、知事が当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事が(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることとなるべき損

失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

~~~~~  
森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第4号に掲げる命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成23年3月15日

高知県知事 尾崎 正直

## 1 区域及び期間

## (1) 区域

宿毛市並びに幡多郡大月町及び黒潮町の区域内に存する松林の区域のうち、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部林業改革課並びに関係市役所及び町役場に備えて置いて縦覧に供する。）

## (2) 期間

平成23年4月1日から同年7月31日まで

## 2 森林病害虫等の種類

松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

## 4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、1の(1)に掲げる区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

## 5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、当該林業事務所長は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったことを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、知事が当該措置

の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事が(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

-----  
落 札 公 告  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成23年3月15日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
高知県立幡多けんみん病院清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県立幡多けんみん病院総務課 宿毛市山奈町芳奈3-1
- 3 落札者を決定した日  
平成23年2月23日
- 4 落札者の氏名及び住所  
高知ビルメンテナンス協同組合 高知市棧橋通三丁目25番30号
- 5 落札金額  
35,941,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
平成23年1月14日